

# 役員等報酬に関する規定

社会福祉法人 福葉会

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人福葉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び、顧問をいう。

## 第2章 報 酬 等

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 役員等が理事会・評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、以下第 2 項の基準により報酬を支払うことができる。

2 以下規準により日当を支払う。

1 日 4 時間以内 5,000 円

1 日 4 時間以上 8,000 円

3 理事において、施設、本部事務局の職員を兼務する者には、本条第 1 項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 第 3 条 1 項の役員等については、毎月 16 日に起算し、当月 15 日に締め切り、当月 25 日に金融機関に振込む。

(交通費)

第 5 条 役員等が理事会・評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり交通費を支払うことができる。

(1) 第 3 条 1 項に該当する役員等については、交通費届によって届出された金額に該当日数を乗じた金額を毎月 25 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込

む方法により支払う。

(2) 交通費届の申し出のないものについては、実費にて支払うこととし、領収書のあるものについては、現金での支払いもできる。

2 役員等において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、本条第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給することができる。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 出張旅費支給額は、給与規定第4章第27、28条別表10の苑長と同額とする。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

### 第4章 役員等慰労金

(金額の算定)

第10条 退任及び疾病等によりその後の理事・評議員会出席が困難となった場合、役員等に対する慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間 1 年につき 20,000 円

(2) 理事、監事、評議員

在任期間 1 年につき 10,000 円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1 年に満たない端数月は 6 か月以上のときは切り上げ、6 か月未満のときは切り捨てるものとする。

3 役員慰労金の支給に際しては、理事・監事 2 期 4 年以上、評議員 1 期 4 年以上、慰労金支給日から起算して過去 2 年間の理事・評議員会に 1/2 以上の出席を支給要件として支給する。

(支給の方法)

第 11 条 役員慰労金は、役員等の退任及び理事会において疾病等によりその後の理事・評議員会に出席困難となった時点で、理事会の決議をもって支給する。

(控 除)

第 12 条 役員慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

## 第 5 章 慶 弔

(受章祝金)

第 13 条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、千葉県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表 1 に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第 14 条 役員等が傷病により入院が継続して 2 週間以上に及んだときは、別表 1 に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第 15 条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表 1 に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第 16 条 役員等が死亡したときは、別表 2 の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第 17 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表 3 に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

## 第 6 章 附 則

(改 正)

第 18 条 この規定を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

この規定は平成 29 年 1 月 15 日制定・施行する。

平成 29 年 6 月 15 日一部改正

別表1 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受章祝金	ア. 千葉県知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他の役員等	50,000 円	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔電
兄弟	10,000 円	